

伊平屋・伊是名における共同売店と村落共同体

堂 前 亮 平

はじめに

沖縄には「共同売店」または「共同店」と呼ばれる商店が息づいている。共同売店は基本的には字（あざ）を単位として、字住民の共同出資によって運営され、字と密接な関連をもった販売購買組織である。沖縄で最初に設立された共同売店は、沖縄本島北部の国頭村字奥の共同売店で、1906年（明治39年）のことである。その後、共同売店は沖縄本島の農山村地域や離島にも設立されていった。

本稿は、伊平屋村の伊平屋島と野甫島、伊是名村の伊是名島に存立する共同売店を通して、村落共同体の特性を明らかにすることを調査・研究の目的としたものである。

伊平屋島は、沖縄本島北部の本部半島の北方約49kmにあり、島の地形は西岸寄りに北東から南西方向に山地が連なっている細長い島である。島の南西側には架橋によって結ばれている野甫島がある。野甫島は琉球石灰岩からなる低平な小島である。伊平屋村は伊平屋島と野甫島からなっている。

伊是名島は、本部半島の北方約35kmにあり、島の地形は北西から南東方向へ走る丘陵性の山地と、この山地の北側と南側に広がる低地からなり、低地には村落と耕地が開けている。伊是名村は伊是名島とその周辺の無人島である具志川・屋ノ下・屋那覇・降神などの島々から構成されている。なお、伊平屋村の野甫島と伊是名島との間の距離は約5kmの近距離にある。

伊平屋島への交通は、かつては「第一伊平屋丸」と「第三伊平屋丸」の両船が就航していたが、現在は500トンの「フェリーいへや」の就航によって、輸送力が増強し、本部港と1日1往復2時間で結んでいる。また、伊是名島への交通も1983年12月17日からは452トンの「フェリーいぜな」が1日1往復就航するようになり、運行時間も1時間10分と大幅に短縮されてきた。

1. 伊平屋・伊是名の村落

伊平屋村の村落は、伊是名島の北から田名・前泊・我喜屋・島尻、それに野甫島には野甫の村落があり、わずかな耕地では、サトウキビと稲を中心とした耕作がおこなわれている。伊平屋島は山地状の島であるため、村落および耕地は東海岸側に立地している。村の中心村落は、かつては我喜屋であったが、現在は前泊港が我喜屋と前泊の村落との間に建設されたため、村役場、伊平屋中学校、郵便局、農業協同組合、診療所などの官公署などが前泊の村落に近接して集まっている。

伊平屋村の人口についてみると、1980年の総人口は1,501人で、最も人口が多かった1955年の4,008人と比較して、実に63%の減少を示している。部落別人口をみると、田名358人、前泊240人、我喜屋464人、島尻389人、野甫91人となっているが、10年間の減少率をみると、野甫は約50%の減少率を示しており、過疎化が著しい。

一方、伊是名島は北西から南東方向へ走る丘陵性の山地と、この山地の北側と南側には低地が広がり部落と耕地が開けている。部落は、仲田・諸見・伊是名・勢理客・内花があり、伊是名村の中心部落は仲田で、村役場、伊是名小、中学校、診療所、郵便局、農業共同組合、漁協組合などの官公署のほか、商店や各種事業所が立地している。

伊是名村の人口も伊平屋村の場合と同様に、人口減少率が著しく、最も人口が多かった1955年の5,689人から、1980年には2,144人となり、約63%の減少率を示している。部落別人口は伊是名500人、仲田570人、諸見609人、内花201人、勢理客272人となっている。

2. 伊平屋・伊是名の共同売店の沿革

現在、伊平屋村の全部落（田名・前泊・我喜屋・島尻・野甫）と伊是名村の仲田・勢理客には、部落直営の共同売店が存立している。伊是名村の伊是名・諸見の各部落にも戦後共同店が存立していたが、現在は消滅してしまった。これらの部落のなかで、戦前に共同売店があったところを確認できたのは、伊平屋村の田名と我喜屋、伊是名村の勢理客の3部落である。戦前存立した共同売店の設立年代をみると、我喜屋・勢理客部落は定かではないが、田名部落における共同売店の設立は比較的早く、1917年（大正6）に設立されている。

戦後の共同売店の設立は、配給所時代を受けて設立されたところも多い。伊平屋村で最初に設立された共同売店は1949年に設立された我喜屋共同売店である。続いて、島尻共同売店が1951年、田名共同売店が1952年と相ついで設立され、前泊共同売店も設立年は明らかでないが、ほぼその頃だといわれている。最後に設立されたのは、野甫共同売店で1967年のことである。一方、伊是名村においては、1945年に勢理客で共同売店が設立されたあと、伊是名・諸見でも設立され、最後に仲田区共同売店が1960年に設立された。

共同売店設立にあたっての資金づくりは、伊平屋村の前泊・我喜屋・島尻の各部落では各戸割り当てで薪を供出して、それを那覇へ運搬して資金づくりをした。田名では部落の精米所の利潤および世帯株、野甫では世帯株によっている。

また、伊是名村の勢理客では、共同売店設立当時の全204世帯から1世帯300B円を徴収する形をとり、実際はその金額分を部落の共同精米所の剰余金積立から、共同売店設立資金として運用した。これによって、約6万B円のうち5万B円を商品購入資金とし、那覇から食料・雑貨・薬品などを仕入れて販売したという。しかし、当時7割は掛け買いであり、しかも代金の徴収は年3回（サトウキビの収穫後、米の一期作・二期作の収穫後）であったため、資金ぐりはかなり苦しかったようだ。また代金の徴収は3割が現金であるが、他は米のみであったため、共同売店はこれを白米にして、那覇へ持って行き現金にした。仲田区共同売店は他部落の共同売店設立とは若干事情を異にしている。すなわち、仲田部落には農業協同組合の売店があ

ったものを、仲田部落が買いうけて設立したものである。

3. 伊平屋・伊是名の共同売店の組織と機能

現在、存立している伊平屋村の5共同売店と伊是名村の2共同売店の経営組織をみると、いずれの共同売店も区長が兼ねる理事長と数名の理事・監事（田名一理事7・監事3、前泊一理事10・監事3、我喜屋一理事7・監事3、島尻一理事4・監事3、野甫一理事4・監事2、仲田一理事7・監事3、勢理客一理事7・監事3）をそれぞれ置いている。その他、島尻では相談役4人を置いている。これらの役員は共同売店の専任の従業員である主任とともに部落常会（野甫・勢理客では売店総会）で選出され、任期は、勢理客の3年以外は2カ年となっている。そして、野甫を除く各共同売店では、主任に選出をまかされた店員を1名置いて、実質的に共同売店の運営にあたっている。

共同売店は、年中無休を原則として、「部落の店」として機能しており、開店時間も夏・冬季で若干時間の違いはあるが、朝は6時～7時から夜は9時～10時頃まで、長時間にわたって部落民にサービスしている。

共同売店の機能についてみると、まず第1の機能は共同売店の設立の目的からいっても経済的機能である。すなわち、地域住民の日常生活に必要な品物を安く供給することである。購買品目は、米・菓子・パン・トウフ・冷凍食品・茶などの食料品、泡盛・清涼飲料などの飲料品、その他各種の雑貨品など多様である。これらの商品のほとんどは、かつては那覇の卸売店から仕入れていたが、現在は本部町、とくに渡久地から入っている。共同売店から電話によって注文された商品は船で運ばれてくるが、その際、船賃は共同売店が仕払うことに起因して、必然的に品物の値段にはね返って離島の物価高をつくっている。そのため、共同売店の使命として、品物の値段をできるだけおさえようと苦慮している。我喜屋・野甫では卸値の20%増以上では売らないことを自己規制しているのも、そのあらわれである。共同売店の品物の値段を抑制することは、必然的に他の個人商店の品物の値段を抑制することにもつながって、島の物価高を少しでも抑制するために機能していることになる。

共同売店の決算は、伊平屋村の島尻共同売店と伊是名村の仲田区共同売店・勢理客共同売店は年2回おこなっているが、他の共同売店は年1回である。共同売店の収益の扱いをみると、伊平屋村の田名共同売店では、1981年に新しい店舗をつくり、その返済にあてているので、現在は配当がないが、以前は購買高6・株4の割合で配当をおこなっていた。前泊共同売店は、利益の30%を積立金とし、他は株と購買高に対して配当をおこなっている。我喜屋共同売店では、現在は新店舗の償還にあてているので配当はないが、以前は株15%・購買高60%を配当し、25%は積立資金にあてていた。島尻共同売店では、以前は購買高に応じた利用配当をおこなっていたが現在はない。野甫共同売店も現在は配当をおこなっていない。伊是名村の仲田区共同売店と勢理客共同売店は、ともに購買高による利用配当をおこなっているが、その際品物で精算している。

共同売店は地域に対する経済的機能だけでなく、福祉的機能も有している。そのなかで、

表1 伊平屋・伊是名における共同店の概要

共同売店名	設立年	出資方法	経営形態	経営の主体	従業員等	事業内容	決算、収益配分	
伊平屋村	田名共同売店	戦前 1952年	部落の製米所の利潤 世帯株	部落の直営	理事長(区長) } 理事 7 監事 3 2カ年、部落常会で選出	主任 2カ年 売子 1 朝7時~夜9時 年中無休	購買 野菜の依託販売 電話のとりつき	1981年に新しい店舗をつくる 以前は配当あり 購買高6、株4
	前泊共同売店	1952年ごろ	薪一各戸割 薪を那覇へ	部落の直営	理事長(区長) } 理事 10 監事 3 2カ年、部落常会で選出	主任 2カ年 朝7時~夏10時、冬9時 年中無休	購買 野菜の依託販売 電話のとりつき	決算年1回11月 利用配当 株配当なし
	我喜屋共同売店	共同売店 産業組合1937~ 1945 配給所 共同売店1949	薪一各戸割	部落の直営	理事長(区長) } 理事 7 監事 3 2カ年、部落常会で選出	主任 2カ年 売子 1 夏6時~10時 冬7時~9時 年中無休	購買 野菜の依託販売 電話のとりつき	決算年1回3月 現在は新店舗の償還 以前は株15% 購買70% 資金25%
	島尻共同売店	1951年	薪一各戸割	部落の直営	理事長(区長) } 理事 4 監事 3 相談役 4 2カ年、部落常会で選出	主任 2カ年 売子 1 朝7時~夜9時	購買 野菜の依託販売 電話のとりつき	決算年2回 以前は利用配当
	野甫共同売店	1967年	世帯株	部落の直営	理事長(区長) } 理事 4 監事 2 2カ年 売店の総会	主任 2カ年 朝6~7時~夜 10時~10時30	購買	決算年1回
伊是名村	仲田区共同売店	昭和43年	農協の売店を部落が買 い上げた	部落の直営	理事長(区長) } 理事 7(理事長を含む) 監事 3 2カ年、部落の委員会	主任 3カ年 助手 2カ年 夏 7時~9時 冬 7時~8時	購買	決算年2回 利用配当
	勢理客共同売店	産業売店 (有志による) 共同売店1955年	世帯株	部落の直営	直事長(区長) } 理事 7 監事 3 3カ年、売店総会年1回	主任 3カ年 副主任 3カ年 夏 6:30~8:00 冬 6:30~8:00	購買 野菜の依託販売 電話のとりつき	決算年2回5月、11月 利用配当 品物で最高5000円

第1は情報のセンターとしての役割である。現在でこそ、各家庭に電話の設置が普及してきたが、かつては共同売店の電話は部落のなかでは数少ない電話の一つであった。そのため、部落民に対して外部からかかってくる電話のとりつぎは大きな仕事であった。また、我喜屋共同売店では船舶の欠航についての情報を部落に流している。また、共同売店は部落の諸団体に対して、運動会・敬老会・夏の盆踊りなどへの諸行事に対して、寄附もおこなっているなど部落と深く関わっている。

おわりに

伊平屋・伊是名は沖縄本島から地理的距離は近いものの、現在航空路は開設されていないため、交通は本部港から「伊平屋渡」と呼ばれる荒波を越えて、伊平屋島まで2時間、伊是名島まで1時間10分を要する海上交通のみである。大型のフェリーが就航する前は欠航することもたびたびあり、離島性の強い島々であった。そのため、過疎化の進行も著しく、1970年から1980年までの10年間の人口減少率は、伊平屋村で43%、伊是名村で35%となっている。また60歳以上の老人が占める割合は、伊平屋村で約24%・伊是名村で約25%を占めており、両村の過疎化と高齢化が著しい。

このような自然的・社会的背景のなかで、共同売店の役割は大きい。すなわち、過疎化と人口の高齢化に伴って、島の経済的活力が著しく減少し、そのため、必然的に購買力が落ちてきた島社会のなかで、高齢化した住民の生活ニーズに答える福祉的な機能をもっている共同売店の存在は、村落共同体の核として、益々重要性を増してくると思われる。

(資料) 伊平屋村字前泊事業共同組合定款

第一条 本事業組合は、伊平屋村字前泊457番地に置く

第二条 本組合は、伊平屋村字前泊事業共同組合と称す

第三条 本組合の事業部は、字区長の管理下に置く

第四条 本組合の事業部は、部落住民の相互扶助、福利増進を計る目的とし、下記の事業を行う

1 共同売店 食糧品 衣類 雑貨その他仕入販売

2 石油販売所 石油類の仕入販売

第五条 本組合に下記の役職員を置く

役員 13人(理事10人 監事3人) 区長、代理、議員、両主任を含む 但し、監事は
役員の互選とす

職員 2人

第六条 本組合の役職員の任期は2年とし、組合員の内より部落総会を以って選定するものとする。但し任期満了した役職員でも再選は妨げない。職員は主任に一任する。

第七条 本組合の理事及び監事は報酬、職員は給料制としその額の決定は役員会でして組合員

の承認を得る

第八条 本組合の事業年度は、毎年11月1日に始まり10月末日までとする

第九条 本組合は毎年11月と12月の2回定例役員会を招集する

但し、事業運営上必要がある場合は臨時に役員会を招集することができる

第十条 本組合の事業取扱い品にはなはだしく破損が生じた場合は、監事の見届けを受けるものとする。

第十一条 本組合の理事は、事業の運営に協力し、監事は諸帳簿の整理、現金出納の監査を毎年事業年度末に行うものとする

第十二条 本事業部に不正の行為があると認めた場合は、何時でも監査を行うことができる。

第十三条 本組合の事業部役職員に組合員大多数の不信任の声がある場合は任期内でも交替させることができる

第十四条 本組合の事業主任の任期満了の場合は満了の日より15日以内に諸帳簿、諸財産の引継ぎを理事、監事立会の上行うものとする。

第十五条 本組合の事業出資金は1株6000円とし、全額払込みとする。但し平等株とする。

第十六条 本事業組合を脱退する者は、払込出資金のみを払い戻すものとする。

第十七条 本組合を解散する場合は加入年度の持分年数に依って算定する。但し純資本金の分配方法。

第十八条 本組合の事業運営資金は、共同売店300万円 石油販売所1000万円とする

第十九条 剰余金の処分

1 共同売店 イ 本事業の年度末決算による剰余金の10分の3は特別積立金に積立する。

ロ、剰余金の10分の7の内株配当は1株につき1000円とし残金は売店利用奨励金にあてる。(株主に限る)但し年度末決算期までに現金購入したものに限る。年度内に掛買しても決算期までに支払いした額は現金購入とみなす。

2 石油販売所 イ 年度毎に役員会で決定する

第二十条 本事業組合の両主任の引継ぎの場合、監査の結果不正が生じ債務があった場合は、前者はその債務の責任を取り債務を完済して後者に引継ぐものとする。